いじめ防止対策に関する取組の推進について

体

的

な

対

応

を

推

進

こども家庭庁

○学校外からのアプローチによる いじめ防止対策の推進

- ・学校外からのアプローチの開発実証 (地域におけるいじめ解決の仕組みづくり)
- ・関係機関や関係者を通じた事案の把握
- ・要対協や子ども・若者支援地域協議会の 枠組みを活用したアウトリーチ型 支援

○重大事態への対処

- ・情報を文部科学省と共有、文科省とともに 対策を実施
- ・調査における第三者性の確保、運用改善 (調査に関する自治体への助言、調査の 課題抽出に向けた分析の検討等)

○必要がある場合、勧告権を行使

文部科学省

○学校・教育委員会における相談 体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー の学校への配置
- ・教育委員会へのスーパーバイザー配置
- ・教育委員会における法務相談体制の整備
- ・SNS等を活用した相談体制整備
- ・24時間子供SOSダイヤルの設置・周知

○重大事態への対処

- ・情報の把握、こども家庭庁との共有、こども家 庭庁とともに対策を実施
- ・教育委員会・学校への指導・助言・援助等

等

いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を変更する際には、文部科学省はこども家庭庁とともに実施

令和5年度 こども家庭庁関連予算概算要求の概要 <抄>

第 4 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、虐待を受けた こども等のへの支援に関する取組を進めるため、児童相談所や市区町村の体制強化、里親 への支援の充実や児童養護施設等の機能強化など、児童虐待防止対策・社会的養育の迅速 かつ強力な推進を図る。また、社会全体でのいじめ防止対策を推進するため、文部科学省 と連携しつつ、学校外からのアプローチによるいじめの防止対策に取り組む。

4 地域におけるいじめ防止対策の体制構築の推進【新規】

・地方自治体レベルでのいじめ防止対策の推進として、学校外からのアプローチの開発・実証(地域の相談体制整備やいじめ解決の仕組みづくり)や、国において、いじめ調査アドバイザーの任命・活用(重大事態調査を立ち上げる首長部局への助言等)等を行う。

いじめ防止対策に関するこども家庭庁の所掌事務、基本方針の記載

こども家庭庁設置法(令和4年法律第75号)(抜粋)

(所掌事務)

- 第四条 こども家庭庁は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 十七 <u>いじめ防止対策推進法</u>(平成二十五年法律第七十一号)<u>の規定によるいじめの防止等に関する相</u> 談の体制その他の地域における体制の整備に関すること。

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針(令和3年12月21日閣議決定)(抜粋)

いじめ及び不登校対策に関し、文部科学省は、いじめ防止対策推進法(平成25 年法律第71 号)及び同法に基づき定める基本方針や義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28 年法律第105 号)及び同法に基づき定める基本指針等に基づき、教育委員会を含む学校設置者、地方自治体が行う取組に対して、必要な指導・助言や調査等を行う。

<u>こども家庭庁は、文部科学省が指針等を変更する際に事前協議を受ける</u>こととするほか、<u>地方自治体における相談体制の充実</u>や居場所づくりの推進、地方自治体や民間団体等における学習支援の充実、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会の枠組みの活用による地域の居場所等と連携したアウトリーチ型支援など、関係機関等が連携した支援の充実を進める。また、<u>法務省の人権擁護機関の活動との連携を推進</u>する。

いじめに関し、こども家庭庁は、学校外でのいじめを含めたこどものいじめの防止を担い、関係機関や 関係者からの情報収集を通じた事案の把握、いじめの防止に向けた地方自治体における具体的な取組や体 制づくり等を推進する。また、重大ないじめ事案への対応について、必要な情報を文部科学省と共有する とともに、地方自治体での共有を促進し、学校の設置者等が行う調査における第三者性の確保や運用等に ついての改善などの必要な対策を文部科学省とともに講ずる。

さらに、文部科学省が個別の事案に関して行う指導・助言や調査等に関し、所掌事務の遂行のため特に 必要がある場合には、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣は、3(3)に従い、文部科学大臣に対 し、必要な資料の提出及び説明を求め、勧告を行い、さらに当該勧告に基づいて講じた措置について報告 を求めるなどの関与を行う。